

岩手県規則第24号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																																																																																																
1	<p>(地方公所長共通委任事項)</p> <p>第3条 地方公所の所掌に係る事務に関し当該地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が<u>極めて</u>小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。</p> <p>(7)～(18) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>当該事務を担当する担当課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（<u>交通担当課長を除く。</u>）又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合防災室長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は防災危機管理監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通政策参事</td> <td><u>交通担当課長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広聴広報課総括課長</td> <td>当該事務を担当する<u>担当課長</u>又は報道監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>主管の部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>工業技術集積支援センター</u>所長</td> <td><u>次長</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>工業技術集積支援</u></td> <td><u>次長</u></td> <td><u>所長があらかじめ指定する職員</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	当該事務を担当する担当課長		企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（ <u>交通担当課長を除く。</u> ）又は特命課長		総合防災室長	当該事務を担当する担当課長又は防災危機管理監		[略]			交通政策参事	<u>交通担当課長</u>		総括課長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長	[略]	[略]			広聴広報課総括課長	当該事務を担当する <u>担当課長</u> 又は報道監	[略]	[略]			担当課長又は特命課長	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			副局長	主管の部長	[略]		<u>工業技術集積支援センター</u> 所長	<u>次長</u>	[略]			室長	[略]			<u>工業技術集積支援</u>	<u>次長</u>	<u>所長があらかじめ指定する職員</u>	<p>(地方公所長共通委任事項)</p> <p>第3条 地方公所の所掌に係る事務に関し当該地方公所の長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が<u>小部分</u>の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。</p> <p>(7)～(18) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>当該事務を担当する<u>課長又は担当課長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、<u>課長</u>（<u>交通課長を除く。</u>）、担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合防災室長</td> <td>当該事務を担当する<u>課長、担当課長</u>又は防災危機管理監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通政策参事</td> <td><u>交通課長</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する特命参事、<u>課長</u>、担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広聴広報課総括課長</td> <td>当該事務を担当する<u>課長又は報道監</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>課長、担当課長</u>又は特命課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>主管の部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	当該事務を担当する <u>課長又は担当課長</u>		企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、 <u>課長</u> （ <u>交通課長を除く。</u> ）、担当課長又は特命課長		総合防災室長	当該事務を担当する <u>課長、担当課長</u> 又は防災危機管理監		[略]			交通政策参事	<u>交通課長</u>		総括課長	当該事務を担当する特命参事、 <u>課長</u> 、担当課長又は特命課長	[略]	[略]			広聴広報課総括課長	当該事務を担当する <u>課長又は報道監</u>	[略]	[略]			<u>課長、担当課長</u> 又は特命課長	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			副局長	主管の部長	[略]	[略]				室長	[略]	
決裁権者	代決権者																																																																																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
局長	当該事務を担当する担当課長																																																																																																																																	
企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（ <u>交通担当課長を除く。</u> ）又は特命課長																																																																																																																																	
総合防災室長	当該事務を担当する担当課長又は防災危機管理監																																																																																																																																	
[略]																																																																																																																																		
交通政策参事	<u>交通担当課長</u>																																																																																																																																	
総括課長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長	[略]																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する <u>担当課長</u> 又は報道監	[略]																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
担当課長又は特命課長	[略]																																																																																																																																	
[略]																																																																																																																																		
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																
		第1順位者	第2順位者																																																																																																																															
広域振興局	[略]																																																																																																																																	
	副局長	主管の部長	[略]																																																																																																																															
		<u>工業技術集積支援センター</u> 所長	<u>次長</u>																																																																																																																															
	[略]																																																																																																																																	
	室長	[略]																																																																																																																																
	<u>工業技術集積支援</u>	<u>次長</u>	<u>所長があらかじめ指定する職員</u>																																																																																																																															
決裁権者	代決権者																																																																																																																																	
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
局長	当該事務を担当する <u>課長又は担当課長</u>																																																																																																																																	
企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、 <u>課長</u> （ <u>交通課長を除く。</u> ）、担当課長又は特命課長																																																																																																																																	
総合防災室長	当該事務を担当する <u>課長、担当課長</u> 又は防災危機管理監																																																																																																																																	
[略]																																																																																																																																		
交通政策参事	<u>交通課長</u>																																																																																																																																	
総括課長	当該事務を担当する特命参事、 <u>課長</u> 、担当課長又は特命課長	[略]																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する <u>課長又は報道監</u>	[略]																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																		
<u>課長、担当課長</u> 又は特命課長	[略]																																																																																																																																	
[略]																																																																																																																																		
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																
		第1順位者	第2順位者																																																																																																																															
広域振興局	[略]																																																																																																																																	
	副局長	主管の部長	[略]																																																																																																																															
	[略]																																																																																																																																	
	室長	[略]																																																																																																																																

	センター		
	所長		
	課長	[略]	
[略]			
地方振興局	[略]		
県民生活センター	[略]		
保健所	所長	[略]	主管の課長（岩手県県央保健所及び岩手県奥州保健所にあつては所長があらかじめ定める順位の次長、岩手県花巻保健所にあつては主管の課長又は支所長）
	[略]		
	次長	主管の課長（岩手県花巻保健所にあつては、主管の課長又は支所長）	
	支所長	支所長補佐	所長があらかじめ指定する職員
課長	[略]		
[略]			
児童相談所	[略]		
食肉衛生検査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員
	課長	所長があらかじめ指定する職員	
環境保健研究センター	[略]		
[略]			
児童自立支援施設	[略]		
先端科学技術研究センター	[略]		
[略]			
消防学校	校長	教頭	[略]
	教頭	[略]	

（企画室長及び総務室長共通専決事項）

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室又は総務室の交通政策参事、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室又は総務室の交通政策参事、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(17) [略]

2 [略]

（総括課長等共通専決事項）

第16条 本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は

	課長	[略]	
[略]			
地方振興局	[略]		
食肉衛生検査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する職員
	課長	所長があらかじめ指定する職員	
県民生活センター	[略]		
保健所	所長	[略]	主管の課長（岩手県県央保健所及び岩手県奥州保健所にあつては、所長があらかじめ定める順位の次長）
	[略]		
	次長	主管の課長	
課長	[略]		
[略]			
児童相談所	[略]		
環境保健研究センター	[略]		
[略]			
児童自立支援施設	[略]		
工業技術集積支援センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員
先端科学技術研究センター	[略]		
[略]			
消防学校	校長	副校長	[略]
	副校長	[略]	

（企画室長及び総務室長共通専決事項）

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室又は総務室の交通政策参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室又は総務室の課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室又は総務室の交通政策参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(17) [略]

2 [略]

（総括課長等共通専決事項）

第16条 本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は

、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 室に置かれる特命参事、報道監の休暇並びに競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2・3 [略]

4 第14条第2項の規定にかかわらず、地域企画室の交通政策参事にあつては、第1項第1号、第2号、第8号及び第11号に定める事項（交通政策参事が担当する事務に関する事項に限る。）並びに次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 交通担当課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 交通担当課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。

(3) 交通担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

5 第1項の規定にかかわらず、雇用対策・労働室の特命参事にあつては、同項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

（担当課長等共通専決事項）

第17条 本庁の担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監、政策調査監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

（主管室課及び出納局の管理担当課長共通専決事項）

第18条 主管室課及び出納局の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。

(7)～(23) [略]

（総括課長等指定職員専決事項）

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

（総合政策部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第20条 政策推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) [略]

[略]

調整担当課長専決事項

(1) [略]

政策担当課長専決事項

(1) [略]

2 経営評価課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関する事。

(2) 地方分権の推進の総合的な企画に関する事。

(3) 政策の評価の企画に関する事。

総括課長専決事項

、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(6) 室に置かれる特命参事、報道監の休暇並びに競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技術指導員、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関する事。

(7) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(8)～(14) [略]

2・3 [略]

4 第14条第2項の規定にかかわらず、地域企画室の交通政策参事にあつては、第1項第1号、第2号、第8号及び第11号に定める事項（交通政策参事が担当する事務に関する事項に限る。）並びに次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 交通課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 交通課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。

(3) 交通課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

（課長等共通専決事項）

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監、政策調査監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

（主管室課及び出納局の管理課長共通専決事項）

第18条 主管室課及び出納局の管理課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。

(7)～(23) [略]

（総括課長等指定職員専決事項）

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

（総合政策部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第20条 政策推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) [略]

(2) 地方分権の推進の総合的な企画に関する事。

(3) 政策の評価の企画に関する事。

[略]

調整課長専決事項

(1) [略]

(2) 地方分権の推進の調整に関する事。

政策課長専決事項

(1) [略]

評価課長専決事項

(1) 政策の評価結果の公表に関する事。

(1) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。

(2) 地方分権の推進の調整に関すること。

(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

行政経営担当課長専決事項

(1) 行政品質の向上の総括に関すること。

政策評価担当課長専決事項

(1) 政策の評価結果の公表に関すること。

出資等法人改革担当課長専決事項

(1) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(2) 出資等法人の改革推進に関すること。

3 [略]

4 広聴広報課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

情報公開担当課長専決事項

(1) [略]

(地域振興部の部長、室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

企画担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

交通担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 広域市町村圏の振興整備に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

行政・市町村合併担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

3 [略]

4 IT推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

行政情報化担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第22条 環境生活企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る企画に関すること。

(2) 交通安全対策に係る企画に関すること。

(3) 食の安全及び安心の確保に係る企画に関すること。

(4) 消費者施策に係る企画に関すること。

企画担当課長専決事項

(1) [略]

2 [略]

3 広聴広報課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

情報公開課長専決事項

(1) [略]

(地域振興部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

企画課長専決事項

(1)～(6) [略]

交通課長専決事項

(1)～(3) [略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

行政・市町村合併担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 市町村の広域行政に係る調整に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

[略]

3 [略]

4 IT推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

行政情報化課長専決事項

(1)・(2) [略]

5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

県民生活安全担当課長専決事項

(1) 交通安全対策に係る関係団体の指導に関すること。

食の安全安心・消費生活担当課長専決事項

(1) 飲食料品の品質表示の適正化に関すること。

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

生活衛生・鉱業担当課長専決事項

(1) 生活衛生関係営業者及び生活衛生同業組合からの報告徴収並びにその事業所及び事務所の立入検査に関すること。

(2) クリーニング師に係る試験の実施に関すること。

(3) 建築物の衛生的環境の確保に関する事業に関すること。

(4) 学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）の規定による事業所の指定に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

環境調整担当課長専決事項

(1) 岩手県環境影響評価条例の規定による届出の受理、協議及び助言に関すること。

。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

3・4 [略]

5 資源エネルギー課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 国土利用計画県計画の策定に係る市町村長の意向の聴取に関すること。

(2) 国土利用計画県計画の国土交通大臣への報告及び要旨の公表に関すること。

(3) 土地利用基本計画に係る事前協議に関すること。

(4) 土地利用基本計画の要旨の公表に関すること。

(5) 規制区域指定の公表及び国土交通大臣への報告に関すること。

(6) 遊休土地に関すること。

(7) 土地取引の事前指導に関すること。

(8) 地価調査に関すること。

(9) 不動産鑑定業者の指導監督に関すること。

(10) 不動産鑑定士等の団体に対する助言及び勧告に関すること。

(11) 岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

土地・水資源担当課長専決事項

(1) 違法な土地取引の防止に関すること。

(2) 地方公共団体等が行う土地取引に係る助言及び勧告に関すること。

(3) 不動産鑑定業者の登録に関すること。

6 [略]

温暖化・エネルギー対策課長専決事項

(1) 岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 国土利用計画県計画の策定に係る市町村長の意向の聴取に関すること。

(9) 国土利用計画県計画の国土交通大臣への報告及び要旨の公表に関すること。

(10) 土地利用基本計画に係る事前協議に関すること。

(11) 土地利用基本計画の要旨の公表に関すること。

(12) 規制区域指定の公表及び国土交通大臣への報告に関すること。

(13) 遊休土地に関すること。

(14) 土地取引の事前指導に関すること。

(15) 地価調査に関すること。

(16) 不動産鑑定業者の指導監督に関すること。

(17) 不動産鑑定士等の団体に対する助言及び勧告に関すること。

鉱業・水資源担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

環境調整担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

環境影響評価・土地利用担当課長専決事項

(1) 岩手県環境影響評価条例の規定による届出の受理、協議及び助言に関すること。

。

(2) 違法な土地取引の防止に関すること。

(3) 地方公共団体等が行う土地取引に係る助言及び勧告に関すること。

(4) 不動産鑑定業者の登録に関すること。

3・4 [略]

5 [略]

6 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決でき

る事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 食の安全及び安心の確保に係る企画に関すること。
- (2) 食品衛生監視指導計画に関すること。
- (3) 製菓衛生師に係る試験の実施に関すること。
- (4) 犬を捕獲する期間及び区域の指定に関すること。
- (5) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による交通遮断又は制限に関する  
こと。
- (6) 犬の集合施設の禁止に関すること。
- (7) 犬の抑留所の設置に関すること。
- (8) と畜場以外の場所で獣畜をと殺することができる場合の地域の指定に関するこ  
と。
- (9) 畜舎、家禽舎等の許可対象地域の指定に関すること。
- (10) 動物愛護管理推進計画に関すること。
- (11) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る企画に関すること。
- (12) 交通安全対策に係る企画に関すること。
- (13) 消費者施策に係る企画に関すること。

食の安全安心課長専決事項

- (1) 飲食物品の品質表示の適正化に関すること。
- (2) 食品衛生に関すること（食品衛生監視指導計画に関するものを除く。）。
- (3) と畜場及びと畜検査に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業及び食鳥検査に関すること。

生活衛生担当課長専決事項

- (1) 生活衛生関係業者及び生活衛生同業組合からの報告徴収並びにその事業所及  
び事務所の立入検査に関すること。
- (2) クリーニング師に係る試験の実施に関すること。
- (3) 建築物の衛生的環境の確保に関する事業に関すること。
- (4) 学校事業所等水道条例（昭和33年岩手県条例第25号）の規定による事業所の指  
定に関すること。

県民生活安全・消費生活課長専決事項

- (1) 交通安全対策に係る関係団体の指導に関すること。
- (2) 消費者行政活性化基金に関すること。

7 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調査追及担当課長専決事項

- (1) [略]

再生・整備担当課長専決事項

- (1) [略]

（保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

管理担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里セン  
ター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいラ  
ンド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に  
属するものを除く。）。

2 [略]

3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

- (1)～(6) [略]

(7) 食品衛生監視指導計画に関すること。

(8) 調理師、製菓衛生師、薬種商及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関するこ  
と。

(9) 犬を捕獲する期間及び区域の指定に関すること。

(10) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による交通遮断又は制限に関する

7 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調査追及課長専決事項

- (1) [略]

再生・整備課長専決事項

- (1) [略]

（保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

- (1)・(2) [略]

管理課長専決事項

- (1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療  
育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわ  
て子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く  
。）。

2 [略]

3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

- (1)～(6) [略]

(7) 調理師、登録販売者及び毒劇物取扱者に係る試験の実施に関すること。

こと。

(11) 犬の集合施設の禁止に関すること。

(12) 犬の抑留所の設置に関すること。

(13) と畜場以外の場所で獣畜をと殺することができる場合の地域の指定に関するこ  
と。

(14) 畜舎、家禽舎等の許可対象地域の指定に関すること。

(15) 動物愛護管理推進計画に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

健康予防担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(5) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決  
定に関すること。

(6) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。

(10) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

食品薬務担当課長専決事項

(1) 食品衛生に関すること（食品衛生監視指導計画に関するものを除く。）。

(2) と畜場及びと畜検査に関すること。

(3) 食鳥処理の事業及び食鳥検査に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の  
とおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) 岩手県立松山荘及び岩手県立福祉の里センターの管理に関すること。

[略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の  
とおりとする。

総括課長専決事項

(1) 市町村が行う健康増進事業の援助に関すること（他課等の主管に属するもの及  
び保健所長への委任事項を除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1) 老人の保健福祉に関すること。

(2) [略]

(3) 生活習慣病予防及び介護予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く  
。）。

介護福祉担当課長専決事項

(1) 老人保護措置費に関すること。

(2) 介護保険に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

健康予防担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 生活習慣病の予防に関すること。（保健所長への委任事項を除く。）

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

感染症薬務担当課長専決事項

(1) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(2) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決  
定に関すること。

(3) 感染症の感染防止に係る指示等に関すること。

(4) 原子爆弾被爆者に対する特別手当等の支給に関すること。

(5) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の  
とおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

(13) 岩手県立福祉の里センターの管理に関すること。

[略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の  
とおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1) 老人の福祉に関すること。

(2) [略]

(3) 介護予防その他の地域支援事業に関すること。

(4) 認知症に関すること。

(5) 地域リハビリテーションに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

(6) 緩和ケアに関すること。

介護福祉担当課長専決事項

(1) 介護保険に関すること。

6 [略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(工商労働観光部の室長、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

(1) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

管理担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

特命課長（商業まちづくり）専決事項

(1) [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

[略]

4 地域産業課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 海外経済交流及び国際観光の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3)～(6) [略]

特命課長（食産業）専決事項

(1) [略]

特命課長（海外マーケット）専決事項

(1) 海外経済交流及び国際観光施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

5 観光課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 観光施設の整備及び管理に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること。

(6) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 療養病床の再編に関すること。

6 [略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当課長専決事項

(1) 地域における子育て支援体制の整備に関すること（他部局等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準の検査に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(工商労働観光部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

管理課長専決事項

(1)～(9) [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

金融・商業まちづくり担当課長専決事項

(1) 中小企業金融に係る施策の実施に関すること。

(2) [略]

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) ものづくりに係る人材の育成に関すること。

[略]

4 産業経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 海外経済交流の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3)～(6) [略]

食産業担当課長専決事項

(1) [略]

海外マーケット担当課長専決事項

(1) 海外経済交流施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 観光課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 観光施設の整備に関すること。

(5) 国際観光の促進に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) オートキャンプ場の管理に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

特命課長（県北沿岸・平泉）専決事項

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 職業能力開発実施計画の策定に関すること。

(2) 雇用対策に関すること。

特命参事専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 職業能力開発の促進施策に関すること。

(9)～(13) [略]

職業能力開発担当課長専決事項

(1) 職業能力開発の援助に関すること。

(2) 公共職業訓練事業の運営及び指導監督に関すること。

(3) 認定職業訓練の指導監督に関すること。

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 [略]

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

指導検査担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 農業者年金に係る受託者の監査指導等に関すること。

3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

担い手対策担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

5～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業担当課長専決事項

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

観光振興担当課長専決事項

(1) 観光の振興施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体との調整に関すること。

(3) 旅行者の指導監督に関すること。

(4) 観光施設の管理に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること。

(6) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) 国際観光の促進に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(8) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(9) オートキャンプ場の管理に関すること。

特命課長（県北沿岸・平泉）専決事項

(1)・(2) [略]

6 [略]

7 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 雇用対策施策の推進に関すること。

(2) 労働環境の整備に係る施策の推進に関すること。

(3) 職業能力開発計画の実施に関すること。

雇用対策課長専決事項

(1) 公正な雇用の確保に関すること。

(2) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 出稼労働者の支援に関すること。

労働課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 職業能力開発の促進に係る施策及び援助に関すること。

(9)～(13) [略]

(14) 公共職業訓練事業の運営及び指導監督に関すること。

(15) 認定職業訓練の指導監督に関すること。

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 [略]

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

指導検査課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 農業者年金に係る受託者の報告の徴収及び検査に関すること。

3 [略]

4 農業振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

担い手対策課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

5～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業課長専決事項

(1)～(4) [略]

[略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

整備担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

県有林担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 森林公園に関すること (自然保護課の主管に属するものを除く。)。

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整担当課長専決事項

(1)～(13) [略]

[略]

14・15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

企画担当課長専決事項

(1) [略]

管理担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

技術企画指導担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

3 道路建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

農林道担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

河川開発担当課長専決事項

(1) [略]

6 砂防災課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の維持管理に関すること。

(2) [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

(1)～(4) [略]

[略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生課長専決事項

(1)～(9) [略]

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

整備課長専決事項

(1)～(9) [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

県有林担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 森林公園に関すること。

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整課長専決事項

(1)～(13) [略]

[略]

14・15 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

管理課長専決事項

(1)～(5) [略]

2 建設技術振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

技術企画指導課長専決事項

(1)～(6) [略]

3 道路建設課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、

次のとおりとする。

農林道課長専決事項

(1)・(2) [略]

4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

河川開発課長専決事項

(1) [略]

6 砂防災課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次の

とおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

特命課長専決事項

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の維持管理に関すること。

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、

次のとおりとする。

[略]

まちづくり担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 地方住宅供給公社の指導監督に関すること。

(11)～(16) [略]

(17) 高齢者の居住の安定確保に関すること。

(18)～(21) [略]

住宅担当課長専決事項

(1) 住宅地区改良事業に係る工事設計図書の審査及び実地検査に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

建築指導担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 宅地建物取引業者の免許に関すること。

(3) 宅地建物取引主任者資格の登録に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

営繕担当課長専決事項

(1) [略]

特命課長専決事項

(1) 地方住宅供給公社の解散等の事務の総括に関すること。

10・11 [略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 総務室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1) [略]

法務私学担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

入札担当課長専決事項

(1) [略]

2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

人財給与担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 職員の能力開発研修及び派遣研修の実施に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(7) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 地方住宅供給公社に関すること。

(11)～(16) [略]

(17) 高齢者等住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関すること。

(18)～(21) [略]

住宅担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 宅地建物取引業者の免許に関すること。

(7) 宅地建物取引主任者資格の登録に関すること。

建築指導課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 住宅地区改良事業に係る工事設計図書の審査及び実地検査に関すること。

営繕課長専決事項

(1) [略]

10・11 [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1) [略]

法務私学課長専決事項

(1)～(9) [略]

入札課長専決事項

(1) [略]

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。

(4) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

給与人事担当課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

組織行革担当課長専決事項

(1) 職員の能力開発研修及び派遣研修の実施に関すること。

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調査担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

4 [略]

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

[略]

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災消防担当課長専決事項

(1)～(10) [略]

防災航空担当課長専決事項

(1) [略]

特命課長専決事項

(1) 防災通信に関すること。

(2) 工事の検査に関すること。

(3) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。

(4) 火薬類の取締りに関すること。

(5) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。

(6) 高圧ガスの保安の確保に関すること。

(7) 液化石油ガスの保安に関すること。

(8) ガス用品の販売の事業に関すること。

(9) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(10) 電気用品の安全に関すること。

7 [略]

(出納局の局長及び担当課長の専決事項)

第29条 出納局の分掌事務について、局長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1)～(10) [略]

指導審査担当課長専決事項

(1) [略]

[略]

(部長等共通専決事項)

第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、工業技術集積支援センター所長、林務事務所長並びに土木事務所長（第3項において「部長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部又は所（センターを含む。以下同じ。）の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)～(11) [略]

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合

[略]

調査担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(4) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

[略]

4 [略]

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。

[略]

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災消防課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 防災通信に関すること。

(12) 工事の検査に関すること。

(13) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。

(14) 火薬類の取締りに関すること。

(15) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。

(16) 高圧ガスの保安の確保に関すること。

(17) 液化石油ガスの保安に関すること。

(18) ガス用品の販売の事業に関すること。

(19) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(20) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当課長専決事項

(1) [略]

7 [略]

(出納局の局長、課長及び担当課長の専決事項)

第29条 出納局の分掌事務について、局長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

(1)～(10) [略]

指導審査課長専決事項

(1) [略]

[略]

(部長等共通専決事項)

第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、林務事務所長並びに土木事務所長（第3項において「部長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部又は所の事務の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)～(11) [略]

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合

支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	[略]	経営企画部長、保健福祉環境部長、農林部長、土木部長、 <u>税務部長、総務部長及び工業技術集積支援センター</u> 所長
[略]		
地方振興局	[略]	企画総務部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、土木部長、 <u>税務部長</u> 、林務事務所長及び土木事務所長

（部に置く室の長等共通専決事項）

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、工業技術集積支援センターの次長、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹（次項において「室長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

広域振興局	[略]	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、 <u>工業技術集積支援センター</u> 次長、経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
総合支局	[略]	
	センター所長	地域支援部の県民センター所長、 <u>保健福祉環境部の保健福祉環境センター</u> 所長、農林部の農林センター所長及び土木部の土木センター所長
[略]		

3 [略]

（経営企画部長等専決事項）

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。			○	○	県南広域振興局花巻総合支局、北上総合支局及び一関総合支局の地域支援部長並びに盛岡地方振興局、釜石地方振興局及び久慈地方振興局の企画総務部長を除く。
[略]					

2・3 [略]

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 [略]

2 [略]

支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	[略]	経営企画部長、保健福祉環境部長、農林部長、土木部長、 <u>税務部長</u> 及び総務部長
[略]		
地方振興局	[略]	企画総務部長、保健福祉環境部長、農政部長、林務部長、農林部長、 <u>水産部長</u> 、土木部長、 <u>税務部長</u> 、林務事務所長及び土木事務所長

（部に置く室の長等共通専決事項）

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹（次項において「室長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

広域振興局	[略]	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
総合支局	[略]	
	センター所長	地域支援部の県民センター所長、農林部の農林センター所長及び土木部の土木センター所長
[略]		

3 [略]

（経営企画部長等専決事項）

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。				○	大船渡地方振興局、 <u>宮古地方振興局</u> 及び二戸地方振興局の企画総務部長に限る。
[略]					

2・3 [略]

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条 [略]

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

[略]		
総合支局	部長	[略]
	センター 所長	保健福祉環境部の保健福祉環境センター所長
[略]		

4 花巻総合支局保健福祉環境部の遠野保健福祉環境センター所長及び宮古地方振興局保健福祉環境部の岩泉出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
  - (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
  - (3) 職員の休暇その他の服務（岩泉出張所長にあっては、軽易なものに限る。）に関すること。
- （農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事 務	専決権者					備 考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
[略]						
31 大家畜経営体質強化資金（償還期間が15年以内のものに限る。）に係る大家畜経営体質強化計画の承認に関する <u>こと。</u>	○	○	○		○	
32 大家畜経営活性化資金（償還期間が15年以内のものに限る。）に係る大家畜経営活性化計画の承認に関する <u>こと。</u>	○	○	○		○	
33 養豚経営活性化資金（償還期間が7年以内のものに限る。）に係る養豚経営活性化計画の承認に関する <u>こと。</u>	○	○	○		○	
[略]						

2～5 [略]

（工業技術集積支援センター次長専決事項）

第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センター次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車関連産業人材育成等支援事業の決定等に関すること。
  - (2) ものづくり高度技術者育成支援事業の決定等に関すること。
- （課長等専決事項）

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあっては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあっては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあっては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

[略]		
総合支局	部長	[略]
[略]		

（農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事 務	専決権者					備 考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
[略]						
31 家畜飼料特別支援資金に係る畜産経営生産性向上計画の承認に関する <u>こと。</u>	○					
32 畜産特別資金に係る経営改善計画の承認に関する <u>こと。</u>	○					
33 畜産特別資金に係る経営改善計画の承認に関する <u>こと（特認案件を除く。）。</u>		○	○		○	
[略]						

2～5 [略]

第40条 削除

（課長等専決事項）

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長、特命課長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあっては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあっては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあっては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]  
(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]  
3 福祉総合相談センター所長に委任された事務のうち福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(16) [略]

第49条 削除

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第50条 [略]

(産業技術短期大学の校長等の専決事項)

第51条 [略]

2 [略]  
3 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(17) [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2・3 [略]

4 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの企画管理部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(16) [略]

5 [略]

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項(第5条、第31条～第33条関係)

事務	委任		専決権者							備考		
			広域振興局		総合支局			地方振興局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長		室長	センター所長
[略]												
7 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること												
[略]												
17 1億5,000万円未満の補助金又は交付金(別に定めるものを除く。)の交付決定等(補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。)												「広域振興局」欄の「室長等」にあつては農林部農村整備室長及び林務室長並びに工

2 [略]  
(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第48条 [略]

2 [略]  
3 福祉総合相談センター所長に委任された事務のうち福祉総合相談センターの児童女性部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(16) [略]

(精神保健福祉センター所長専決事項)

第49条 [略]

(工業技術集積支援センターの所長専決事項)

第50条 工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車関連産業人材育成等支援事業の決定等に関すること。
- (2) ものづくり高度技術者育成支援事業の決定等に関すること。

(産業技術短期大学の校長等の専決事項)

第51条 [略]

2 [略]  
3 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(17) [略]

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2・3 [略]

4 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの企画管理部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7)～(16) [略]

5 [略]

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項(第5条、第31条～第33条関係)

事務	委任		専決権者							備考		
			広域振興局		総合支局			地方振興局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長		室長	センター所長
[略]												
7 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付けの期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。												
[略]												
17 1億5,000万円未満の補助金又は交付金(別に定めるものを除く。)の交付決定等(補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。)												「広域振興局」欄の「室長等」にあつては農林部農村整備室長及び林務室長、「総合支



事務	条項	内容	委任		専決権者							備考		
			広域振興局長	地方振興局長	広域振興局			総合支局			地方振興局			
					副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	部長		室長等	
1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。） 、第12条第3項（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。） 、第17条の4第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第9条、第17条の7、第18条の8及び第18条の16	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第9条の2	改善等の措置命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第2項（第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）	実施制限期間の短縮	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第14条第1項、第17条の10及び第18条の11	改善又は一時停止の命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第17条第2項及び第3項	事故時の通報の受理及び措置命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第18条の4及び第18条の18	基準適合又は一時停止の命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	附則第10項 附則第11項	勧告 報告の徴収	○ ○	○ ○		○ ○				○ ○		○ ○		
2 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の施行に関する事務	第9条、第9条の3及び第10条の3	受理書の交付	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関する事務	第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項	届出の受理	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条	解任命令	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第11条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○				○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環

													境部長を除く。
4 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の施行に関する事務	第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第15条	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第17条第2項	実施制限期間の短縮	○	○		○			○		○		
	第22条第1項	改善又は一時停止の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第23条第3項	事故時の措置命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第28条第3項	報告の受理	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第34条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
5 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）の施行に関する事務	第5条	受理書の交付	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項	登録及び更新並びに通知	○	○		○			○		○		
	第11条（第12条第2項において準用する場合を含む。）	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知	○	○		○			○		○		
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第13条第2項において準用する第10条	登録の変更及び通知	○	○		○			○		○		
	第13条第2項において準用する第11条	登録の変更の拒否及び通知	○	○		○			○		○		
	第14条	登録簿の閲覧	○	○		○			○		○		
	第16条	登録の抹消	○	○		○			○		○		
	第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知	○	○		○			○		○		
	第20条の2第4項	報告の受理	○	○		○			○		○		
	第22条第3項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○		○			○		○		
	第23条	指導及び助言	○	○		○			○		○		
	第24条	勧告及び命令	○	○		○			○		○		
	第43条	報告の徴収	○	○		○			○		○		
	第44条第1項	立入検査	○	○		○			○		○		
7 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第1項において準用する第12条第1項	登録及び更新並びに通知	○	○		○			○		○		
	第31条（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知	○	○		○			○		○		

を含む。)												
第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)に係る国土交通大臣からの通知の受理	○	○		○			○		○		
第32条第2項(同項ただし書を除く。)及び同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録及び通知	○	○		○			○		○		
第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)を登録しないことの決定及び通知	○	○		○			○		○		
第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の変更の登録及び通知	○	○		○			○		○		
第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録の変更をしないことの決定及び通知	○	○		○			○		○		
第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知	○	○		○			○		○		
第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧	○	○		○			○		○		
第33条において準用する第16条	登録の抹消	○	○		○			○		○		
第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○		○			○		○		
第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知	○	○		○			○		○		
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第31条	登録の変更の拒否及び通知	○	○		○			○		○		
第33条第1項において準用する第17条第1項及び第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知	○	○		○			○		○		
第33条第2項において準用する第17条第1項及び第33条第2項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者 (フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録の取消し又は業務停止命令及び申請者への通知	○	○		○			○		○		
第42条第1項	指導及び助言	○	○		○			○		○		
第43条第1項、第4項及び	基準遵守等の勧告及び命	○	○		○			○		○		

	第6項	令											
	第64条第1項及び第2項	自動車フロン類管理書に関する報告の徴収、勧告及び命令	○	○		○			○		○		
	第70条	報告の徴収	○	○		○			○		○		
	第71条第1項	立入検査	○	○		○			○		○		
8 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条(第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)、第15条第3項(第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。)、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第24条、第25条、第26条、第32条第1項、第69条第3項、第70条第1項並びに第83条	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第12条及び第27条	計画の変更又は廃止の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第13条第2項(第28条第1項において準用する場合を含む。)	実施制限期間の短縮	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第17条第1項及び第30条第1項	改善又は一時停止の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第21条	基準適合又は一時停止の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第32条第2項	事故時の措置命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第53条第1項	停止勧告	○	○		○			○		○		
	第53条第2項	停止命令	○	○		○			○		○		
	第73条第1項、第77条及び第80条	措置勧告	○	○		○			○		○		
	第73条第2項	公表	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第73条第3項	意見の聴取	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第74条第1項	措置命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第82条第1項及び第2項	地球温暖化計画の受理	○	○		○			○		○		
	第85条	指導及び助言	○	○		○			○		○		
	第86条	提出勧告	○	○		○			○		○		
	第88条第2項	助言	○	○		○			○		○		
	第88条第3項	市町村長の意見の聴取	○	○		○			○		○		
	第90条第2項	届出の受理(騒音発生施設を設置している者に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第92条第1項	立入検査(騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。





		に係るものに限る。)											
	第41条第1項	指導及び助言	○	○		○			○		○		
	第43条	国等との協議	○	○		○			○		○		
17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第9条第3項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第9条の2第1項及び第9条の3第9項	改善又は使用停止の命令	○	○		○			○		○		
	第12条の3第6項	報告の受理	○	○		○			○		○		
	第12条の6	勧告	○	○		○			○		○		
	第14条第1項及び第14条の4第1項	収集運搬業の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。)	○			○							
	第14条第2項及び第14条の4第2項	収集運搬業の許可の更新（県内に事業所を有する者に係るものに限る。)	○			○							
	第14条の2第1項及び第14条の5第1項	収集運搬業の事業の範囲の変更の許可（県内に事業所を有する者に係るものに限る。)	○			○							
	第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項	届出の受理（県内に事業所を有する者に係るものに限る。)	○	○		○			○		○		
	第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第15条の2の6	改善又は使用停止の命令	○	○		○			○		○		
	第18条第1項	報告の徴収（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		
	第19条第1項	立入検査（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		
	第19条の3	改善命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令（産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		
	第21条の2第1項	事故時の届出の受理	○	○		○			○		○		
	第21条の2第2項	事故時の応急措置命令	○	○		○			○		○		
	第23条の3第1項	県警本部長からの意見聴取（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○			○							
第23条の5	関係行政機関への照会等（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○		○			○		○			
18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の施行に関する事務	第8条の29	報告の受理	○	○		○			○		○		
19 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	第19条	指導及び助言	○	○		○			○		○		
	第20条	勧告及び命令	○	○		○			○		○		
	第42条第1項、第44条第2項、第53条第1項及び第55条第2項	登録及び通知	○	○		○			○		○		
	第45条及び第56条	登録の拒否及び通知	○	○		○			○		○		
	第46条第1項、第48条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		



	用する第27条第4項												
24 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)の施行に関する事務	第23条第4項	報告の受理(県外に駐機場所がある移動式施設に係るものを除く。)	○	○		○			○		○		
	第23条第10項	報告の受理	○	○		○			○		○		
25 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号)の施行に関する事務	第6条第1項	報告の徴収又は立入検査等	○	○		○			○		○		
26 岩手県自然環境保全条例(昭和48年岩手県条例第62号)の施行に関する事務	第15条第4項及び第16条第3項	行為の許可	○	○		○			○		○		
	第15条第7項及び第9項、第10項、第12項(第16条第4項において準用する場合を含む。)、第16条第3項、第17条第1項、第23条第1項並びに第25条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第17条第2項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の禁止等	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第17条第3項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第17条第5項(第23条第2項において準用する場合を含む。)	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第18条(第24条第1項において準用する場合を含む。)	行為の中止又は原状回復等の命令	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第19条第1項	国等との協議	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第19条第2項(第24条第2項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項	通知の受理	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条	届出者に対する助言又は勧告	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第28条第1項	報告の徴収又は立入検査等	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
第29条第1項	立入測量、木竹の除去等	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。	
第29条第2項	実地調査の通知	○	○		○			○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。	
27 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に関する事務	第14条の2第1項	温泉の採取の許可	○	○		○			○		○		
	第14条の3第1項及び第14条の4第1項	地位の承継の承認	○	○		○			○		○		
	第14条の5第1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認	○	○		○			○		○		
	第14条の6第2項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第14条の7第1項	温泉の採取のための施設等の変更の許可	○	○		○			○		○		
	第14条の8第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		

	第14条の9第1項	許可の取消し	○	○		○			○		○		
	第14条の9第2項	措置命令	○	○		○			○		○		
	第14条の10	緊急措置命令等	○	○		○			○		○		
	第15条第1項	温泉利用の許可	○	○		○			○		○		
	第15条第4項において準用する第4条第3項	許可条件の付加	○	○		○			○		○		
	第16条第1項及び第17条第1項	地位の承継の承認	○	○		○			○		○		
	第18条第4項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第18条第5項	掲示内容の変更命令	○	○		○			○		○		
	第31条第1項	許可の取消し	○	○		○			○		○		
	第31条第2項	利用の制限等の命令	○	○		○			○		○		
	第33条	聴聞の実施（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
	第34条第1項	報告の徴収	○	○		○			○		○		
	第35条第1項	立入検査	○	○		○			○		○		
28 温泉法施行条例（平成12年岩手県条例第26号）の施行に関する事務	第8条、第9条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第14条	届出の受理	○	○		○			○		○		
29 自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務（国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	第13条第3項及び第14条第3項	行為の許可	○			○							
	第13条第6項、第7項及び第8項、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項	届出の受理	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第2項	行為の禁止等	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第4項	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第6項	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第27条第1項	原状回復等の命令	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第28条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第56条第1項	国の機関との協議	○			○							
	第56条第3項及び第4項	通知の受理及び国の機関との協議	○	○		○					○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第66条第2項において準用する第56条（第2項を除く。）	通知の受理及び国の機関との協議	○	○		○					○		
30 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）の施行に関する事務（2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	第10条第4項第1号	工作物の新築、改築及び増築の許可	○	○		○					○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第2号	木竹の伐採の許可	○	○		○					○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第3号	土石の採取の許可	○	○		○					○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第4号	水位等の増減をきたす行為の許可	○	○		○					○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第5号	広告物の設置等の許可	○	○		○					○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。

	第10条第4項第6号	土石等の集積及び貯蔵の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第7号	水面の埋立て又は干拓の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第8号	土地の形状変更の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第9号	高山植物の採取等の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第10号	指定動物の捕獲等の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第11号	屋根等の色彩の変更の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第12号	指定区域への立入りの許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第13号	指定区域内における車馬の使用等の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第4項第14号	風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為の許可	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第10条第5項から第7項まで及び第12条第1項	届出の受理	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第12条第2項	行為の禁止等	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第12条第4項	行為の禁止等の期間の延長	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第12条第6項	行為の着手制限期間の短縮	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第13条第1項	原状回復等の命令	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
	第14条第1項及び第2項	報告の徴収及び立入検査等	○	○		○			○		○		二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項及び第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第9条第8項	従事者証の交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第9条第9項	許可証及び従事者証の再交付（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第9条第11項	許可証及び従事者証の返納の受理（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第9条第13項	報告の受理（学術研究の目的に係る場合であって、捕獲等又は採取等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		





施行規則（平成14年環境省令第28号）の施行に関する事務		に係るものに限る。）											
	第11条の2第5項	捕獲等の承認証の交付	○	○		○			○		○		
	第11条の2第7項	承認証の再交付	○	○		○			○		○		
	第11条の2第9項及び第10項、第15条第6項及び第7項、第20条第5項及び第6項、第24条第5項及び第6項、第42条第5項及び第6項、第50条並びに第65条第10項	届出の受理	○	○		○			○		○		
第76条第1項及び第2項	報告の受理	○			○								
34 岩手県希少野生動物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）の施行に関する事務	第10条及び第22条	助言又は指導（自然保護課の主管に属するものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第13条第1項及び第5項	指定希少野生動物の捕獲等の許可及び許可証の交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第13条第6項	従事者証の交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第13条第7項	許可証及び従事者証の再交付（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第14条第1項	措置命令（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第14条第2項	許可の取消し（捕獲等の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第15条第1項	報告徴収及び立入検査（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
	第16条第1項及び第2項	特定希少野生動物事業届出の受理及び届出済証の交付（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第16条第3項及び第5項	変更等の届出の受理（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第18条第1項	指示（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第18条第2項	業務停止命令（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
	第19条第1項	届出済証の返納の受理（事業の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	○	○		○			○		○		
第19条第2項	届出済証の返付（事業の区	○	○		○			○		○			

		域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。)											
	第20条第1項	報告徴収及び立入検査（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
	第37条第1項	希少野生動植物保護取締員の指名	○	○		○			○		○		
35 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の施行に関する事務	第4条第2号及び第4号	指定希少野生動植物の捕獲等の届出の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
	第7条第7項及び第9項	許可証等の返納の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
	第7条第8項	報告の受理（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○		○			○		○		
36 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務法律第45号）の施行に関する事務	第31条第1項	設立の認可	○			○							
	第39条の3	仮理事の選任（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○							
	第43条	定款の変更の認可等（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○	○		○					○		
	第46条第2項	解散の認可又は認定（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○							
	第46条第3項、第46条の7、第47条の3、第59条第1項、第62条第1項、第63条第1項、第64条、第67条第1項、第68条及び第69条	届出の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○							
	第49条第2項	合併の認可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○							
	第56条第1項	報告の徴収又は検査（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○	○		○					○		
	第56条第2項	改善命令（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会	○			○							

	及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)												
第56条第3項	業務停止命令又は解職勧告（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○		○									
第56条第4項	解散命令（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○		○									
第56条第5項	弁明の機会の付与（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○			○								
第56条第7項	報告の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○			○								
第57条	公益事業又は収益事業の停止命令（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○		○									
第62条第2項及び第63条第2項	設置等の許可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団並びに軽費老人ホームに係るものを除く。)	○			○								
第62条第6項（第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)	許可条件の付加（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団並びに軽費老人ホームに係るものを除く。)	○			○								
第63条第1項及び第64条	届出の受理（軽費老人ホームに係るものに限る。)	○	○		○					○			
第67条第2項	事業開始の許可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団並びに軽費老人ホームに係るものを除く。)	○			○								
第70条	報告の徴収、検査又は調査（第2条第2項第3号に規	○	○		○					○			

		定する軽費老人ホームを 経営する事業並びに同項第4 号及び第5号並びに同条第 3項第5号及び第6号に掲 げる事業を経営する者に対 する場合に限る。)											
	第71条	改善命令（軽費老人ホーム に係るものに限る。)	○	○		○					○		
	第72条	許可の取消し等（社会福祉 法人岩手県社会福祉協議会 、社会福祉法人岩手県共同 募金会及び社会福祉法人岩 手県社会福祉事業団並びに 軽費老人ホームに係るもの を除く。)	○			○							
	第73条	寄附金募集の許可等（社会 福祉法人岩手県社会福祉協 議会、社会福祉法人岩手県 共同募金会及び社会福祉法 人岩手県社会福祉事業団に 係るものを除く。)	○			○							
37 社会福祉法施行規則 （昭和26年厚生省令第 28号）の施行に関する 事務	第11条第1項	台帳の備付	○			○							
38 登録免許税法施行 規則（昭和42年大蔵省 令第37号）の施行に関 する事務	第3条第1号イ（1）及び ロ（1）	社会福祉法第2条第1項 に規定する社会福祉事業 の用に供する建物又は土 地であることの証明	○	○		○					○		
39 岩手県保健所手数料 条例（昭和23年岩手県 条例第48号）の施行に 関する事務	第4条	手数料の免除（知事が必要 と認めた者に対する場合を 除く。)	○	○		○			○		○		
40 原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法律 （平成6年法律第117 号）の施行に関する事 務	第24条第1項	医療特別手当の支給	○	○		○			○		○	○	
	第26条第1項	原子爆弾小頭症手当の支給	○	○		○			○		○	○	
	第27条第1項	健康管理手当の支給	○	○		○			○		○	○	
	第28条第1項	保健手当の支給	○	○		○			○		○	○	
	第31条	介護手当の支給	○	○		○			○		○	○	
	第32条	葬祭料の支給	○	○		○			○		○	○	
41 特定疾患治療研究事 業に関する事務		特定疾患療養費等の支給	○	○		○			○		○	○	
42 動物の愛護及び管理 に関する法律（昭和48 年法律第105号）の施行 に関する事務	第11条（第13条第2項及び 第14条第3項において準 用する場合を含む。)	登録及び通知	○	○		○			○		○		
	第12条（第13条第2項及び 第14条第3項において準 用する場合を含む。)	登録の拒否及び通知	○	○		○			○		○		
	第14条、第16条第1項及び 第28条第3項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第15条	登録簿の閲覧	○	○		○			○		○		
	第17条	登録の抹消	○	○		○			○		○		
	第19条	登録の取消し等及び通知	○	○		○			○		○		
	第23条第1項及び第2項 並びに第25条第1項	勧告	○	○		○			○		○		
	第23条第3項、第25条第2 項及び第32条	措置命令	○	○		○			○		○		
	第24条第1項及び第33条 第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○			○		○		
	第25条第3項及び第35条	市町村への協力要請	○	○		○			○		○		



		についての申立て										
	第78条	保護費の徴収	○	○		○				○		
	第79条	返還命令	○			○						
	第80条	返還の免除	○	○			○			○	○	
	第81条	後見人の選任の請求	○	○		○				○		
46 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務	第25条	救助業務への協力命令	○	○		○			○		○	
47 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関する事務	第13条第1項	費用の弁償	○	○			○				○	○
48 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務	第14条	支援給付の実施	○	○		○					○	○
49 老人福祉法の施行に関する事務	第6条の2第1項	連絡調整等	○	○			○		○		○	○
	第6条の2第2項及び第20条の10第1項	助言	○	○			○		○		○	○
	第14条から第14条の3まで、第15条第2項、第15条の2第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第2項	届出の受理	○	○			○		○		○	○
	第18条第1項及び第2項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○		○	
	第18条の2第1項	改善に必要な措置の命令	○	○		○			○		○	
	第18条の2第2項	事業の制限又は停止の命令	○	○		○			○		○	
	第19条第1項	施設の設備又は運営の改善の命令	○	○		○			○		○	
	第24条第1項第1号及び第2号	措置に要する費用に係る負担金の交付	○	○			○		○		○	○
	第29条第6項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○		○	
	第29条第8項	改善に必要な措置の命令	○	○		○			○		○	
	第29条第9項	公示	○	○		○			○		○	
50 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務	第24条第1項	報告の徴収等及び質問（訪問介護事業者、訪問入浴介護事業者、通所介護事業者、短期入所生活介護事業者、特定施設入居者生活介護事業者、福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防訪問介護事業者、介護予防訪問入浴介護事業者、介護予防通所介護事業者、介護予防短期入所生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者、介護予防福祉用具貸与事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者（以下「福祉サービス事業者」という。）、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設並びに夜間対応型訪問介護事業者、認知症対応型通所介護事業者、小規模多機能型	○	○		○					○	

	居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、介護予防認知症対応型通所介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び介護予防支援事業者（以下「地域密着型福祉サービス事業者」という。）に係るものに限る。）												
第24条第2項	報告の徴収及び質問（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第41条第1項本文及び第53条第1項本文	指定（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第46条第1項	指定	○	○		○					○			
第70条第1項、第70条の2第2項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項	申請の受理（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第70条第4項	意見の聴取	○	○		○					○			
第70条の2第1項（第115条の10において準用する場合を含む。）	指定の更新（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第75条及び第115条の5	届出の受理（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第76条及び第115条の6	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第76条の2及び第115条の7	勧告及び公表若しくは命令及び公示（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第77条及び第115条の8	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○			
第78条及び第115条の9	公示（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○			○				○	○		
第78条の2第2項、第78条の10及び第115条の18	届出の受理	○	○		○					○			
第78条の2第3項	助言及び勧告	○	○		○					○			
第79条第1項、第79条の2第2項、第86条第1項及び第86条の2第2項	申請の受理	○	○		○					○			
第79条の2第1項	指定の更新	○	○		○					○			
第82条及び第89条	届出の受理	○	○		○					○			
第83条及び第90条	報告の徴収等及び質問若しくは立入検査	○	○		○					○			
第83条の2及び第91条の2	勧告及び公表若しくは命令及び公示	○	○		○					○			
第84条	指定の取消し又は効力の停	○	○		○					○			

		止										
	第85条	公示	○	○			○				○	○
	第115条の29第4項	命令（福祉サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護老人福祉施設及び地域密着型福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○	
	第115条の29第5項及び第7項	通知	○	○		○					○	
	第115条の29第6項	指定の取消し又は効力の停止（福祉サービス事業者及び居宅介護支援事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○	
	第119条第1項	助言	○	○		○						
51 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務	第10条第1項	連絡調整等	○	○			○		○		○	○
	第10条第2項	助言	○	○			○		○		○	○
	第12条の3第1項	身体障害者相談員の委託	○	○					○		○	○
	第26条	届出の受理	○	○		○			○		○	
	第28条第2項、第3項、第4項及び第5項	身体障害者社会参加支援施設の設置、廃止、休止の届出の受理	○	○		○					○	
	第37条第1項第1号及び第2号	負担金の交付	○	○			○		○		○	○
	第39条第1項及び第2項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○					○	
	第40条	身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止の命令	○	○		○			○		○	
	第41条	身体障害者社会参加支援施設及び養成施設事業の停止又は廃止の命令	○			○						
52 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の施行に関する事務	第59条の2	両下肢等の障害の程度の証明（戦傷病者に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○
												次に掲げる者を除く。 1 県南広域振興局花巻総合支局及び一関総合支局の保健福祉環境部長 2 盛岡地方振興局、大船渡地方振興局及び久慈地方振興局の保健福祉環境部長
53 心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年岩手県規則第43号）の施行に関する事務	第6条第1項から第3項まで	届出の受理及び掛金等月額変更通知書の交付	○	○			○		○		○	○
54 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	第17条	障害児福祉手当の支給	○	○			○				○	○
	第19条（第26条の5において準用する場合を含む。）	受給資格の認定	○	○			○				○	○
	第22条第2項（第26条の5において準用する場合を含む。）	手当に相当する金額の返還	○	○			○				○	○
	第24条第1項（第26条の5において準用する場合を含む。）	不正利得の徴収	○	○		○					○	
	第26条において準用する第5条第2項	受給資格の認定	○	○			○				○	○
	第26条において準用する第	手当の不支給	○	○		○					○	

	11条（第3号を除く。）											
	第26条において準用する第12条	手当の一時差止め	○	○			○			○	○	
	第26条の2	特別障害者手当の支給	○	○			○			○	○	
	第26条の5において準用する第5条第2項	受給資格の認定	○	○			○			○	○	
	第26条の5において準用する第11条（第3号を除く。）	手当の不支給	○	○		○				○		
	第26条の5において準用する第12条	手当の一時差止め	○	○			○			○	○	
	第35条	届出の受理	○	○			○			○	○	
	第36条第1項	物件の提出命令等	○	○			○			○	○	
	第36条第2項	受診命令等	○	○			○			○	○	
	第37条	資料の請求等又は報告の徴収	○	○			○			○	○	
55	被救護者運賃割引証書の交付に関する事務	被救護者運賃割引証書の交付	○	○			○		○	○	○	
56	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関する事務	第11条第1項	連絡調整等	○	○		○		○	○	○	
		第15条の2第1項	知的障害者相談員の委託	○	○				○	○	○	県南広域振興局北上総合支局及び一関総合支局並びに二戸地方振興局の保健福祉環境部長を除く。
		第25条第1号及び第2号	負担金の交付	○	○		○		○	○	○	
57	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	第31条	費用の徴収	○	○		○		○	○	○	
		第50条の3	精神障害者社会適応訓練事業の実施	○	○		○		○	○	○	
58	障害者自立支援法の施行に関する事務	第2条第2項及び第17条	市町村への助言及び援助等	○	○		○		○	○	○	
		第11条第1項及び第2項	報告の徴収又は質問	○	○		○		○	○	○	
		第29条第1項及び第32条第1項	指定	○	○		○		○	○	○	
		第36条及び第37条	指定障害者福祉サービス事業者の指定及び指定の変更	○	○		○		○	○	○	
		第38条及び第39条	指定障害者支援施設の指定及び指定の変更	○	○		○		○	○	○	
		第41条第1項	指定の更新	○	○		○		○	○	○	
		第46条第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○		○	○	○	
		第48条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○		○	○	○	
		第48条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第85条第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○		○	○	○	
		第49条第1項及び第4項から第7項まで	勧告及び措置命令等（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○		○	○	○	
		第49条第2項から第7項まで	勧告及び措置命令等	○	○		○		○	○	○	
		第50条第1項、第3項及び第4項	指定の取消し及び効力停止	○	○		○		○	○	○	
		第51条	公示（旧法指定施設に係るものを除く。）	○	○		○		○	○	○	
		第51条第2項から第4項まで	公示（旧法指定施設に係るものに限る。）	○			○					
		第79条第2項及び第83条第3項	届出の受理	○	○		○		○	○	○	
第79条第3項及び第4項	変更、廃止又は休止の届出の受理	○	○		○		○	○	○			
	第82条	停止命令等	○	○		○		○	○	○		

	第86条	事業の停止又は廃止命令	○	○		○			○		○		
	第88条第7項及び第8項	市町村障害福祉計画への意見、計画の受理	○	○		○			○		○		
	第90条第1項	市町村障害福祉計画への助言	○	○		○			○		○		
	第94条	負担金の交付	○	○			○		○		○	○	
59 障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の施行に関する事務	第12条	指定の辞退届の受理	○	○		○			○		○		
60 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号イ	実情の把握	○	○			○		○		○	○	
	第22条	妊産婦の助産施設への入所措置	○	○		○			○		○		
	第23条	保護者及び児童の母子生活支援施設への入所措置	○	○		○			○		○		
	第24条の2第1項	指定知的障害児施設等の指定	○			○							
	第24条の13	届出の受理	○			○							
	第24条の15第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○					○		
	第24条の16	勧告、公表、措置命令及び公示	○	○		○					○		
	第24条の17	指定知的障害児施設等の指定の取消し及び効力停止	○			○							
	第24条の18	公示	○			○							
	第30条第1項並びに第59条の2第1項及び第2項	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第31条第1項	在所期間の延長	○	○		○			○		○		
	第34条の3	届出の受理	○	○		○			○		○		
	第34条の4第1項	報告の徴収又は質問若しくは立入検査	○	○		○			○		○		
	第34条の5	事業の制限又は停止の命令	○	○		○			○		○		
	第35条第3項、第4項、第6項及び第7項	児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）についての届出の受理、設置の認可及び廃止又は休止の承認	○			○							
		児童厚生施設についての届出の受理、設置の認可及び廃止又は休止の承認	○	○		○			○		○		
	第46条第1項及び第3項	児童福祉施設に対する報告の徴収又は立入検査及び改善の勧告又は命令	○	○		○					○		
	第46条第4項	事業の停止の命令	○		○								
	第55条	保育の実施に要する費用等に係る負担金の交付	○	○			○		○		○	○	
	第56条第2項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収	○	○			○		○		○	○	
	第56条第7項	費用の支払命令及び徴収	○	○			○		○		○	○	
	第56条第8項	第50条第6号の3に規定する費用の徴収に係る書類の閲覧又は資料の提供の請求	○	○			○		○		○	○	
	第58条	設立認可の取消し	○		○								
	第59条第1項及び第3項	無届出保育施設又は無認可保育施設（認可を取り消された保育所を含む。）に係る報告の徴収又は立入検査及び改善その他の勧告	○	○		○					○		
	第59条第4項	公表	○	○		○			○		○		
	第59条第5項及び第6項	事業停止又は閉鎖命令	○		○								
	第59条第7項	勧告した旨の通知	○	○			○		○		○	○	

	第59条の2第3項及び第59条の2の5第2項	通知	○	○			○		○		○	○	
	第59条の2の5第1項	報告の受理	○	○			○		○		○	○	
	第59条の2の6	協力の依頼（広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。）	○	○			○		○		○	○	
61 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の施行に関する事務	第37条第4項から第6項まで	児童福祉施設についての届出の受理	○	○			○		○		○	○	
62 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の施行に関する事務	第38条第2項第5号	児童の遊びを指導する者の認定	○	○			○		○		○	○	
63 市町村における児童手当事務の指導監査に関する事務		市町村における児童手当事務の実態の把握及び必要な是正又は改善の措置	○	○			○		○		○	○	
64 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事務	第13条（附則第3条第1項においてその例によることとされる場合及び第32条第1項（附則第6条第1項においてその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け	○	○			○		○		○	○	
	第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）	公共的施設内における売店等の設置の協議	○	○			○		○		○	○	
	第30条第2項	母子家庭の母等の就労支援	○	○			○		○		○	○	
	第31条	母子家庭自立支援給付金の支給	○	○			○		○		○	○	
65 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行に関する事務	第8条第1項及び第37条第1項	期限が到来した貸付金の償還請求	○	○			○		○		○	○	
	第8条第5項（第37条第2項において準用する場合を含む。）	据置期間の延長の承認	○	○			○		○		○	○	
	第11条（第38条において準用する場合を含む。）	交付の停止又は減額	○	○			○		○		○	○	
	第12条及び第13条（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	貸付けの停止	○	○			○		○		○	○	
	第16条（第38条において準用する場合を含む。）	一時償還金の請求（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	
	第17条（第38条において準用する場合を含む。）	違約金の徴収（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	
	第19条第1項（第38条において準用する場合を含む。）	償還金の支払の猶予（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	
66 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の施行に関する事務	第8条（第44条において準用する場合を含む。）	借用書の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	
	第9条及び第34条並びに第18条及び第19条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理	○	○			○		○		○	○	
	第12条第2項（第44条において準用する場合を含む。）	償還期限又は償還方法の変更の承認（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	
	第17条第1項及び第23条（第44条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理（母子福祉団体に係るものを除く。）	○	○			○		○		○	○	



岩手県立 県民生活 センター 所長	[略]
----------------------------	-----

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			
	39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]		
		第15条第1項	[略]	
		第17条	[略]	
[略]				
岩手県福祉総合相談センター所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]		
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護	
		[略]		
[略]				
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]		
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護	
		[略]		
[略]				
岩手県食肉衛生検査所長	1 と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関する事務	第5条第2項	獣畜の種類及び頭数の制限	
		第13条第1項	届出の受理	
		第13条第3項	場所及び方法の指示	
		第14条第1項、第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに第5項	とさつ及び解体の検査	
		第16条	とさつ又は解体の禁止等の措置	
		第17条第1項	報告の徴収及び立入検査	
		第18条	使用の制限及び停止並びに業務の停止及び禁止の命令	
		第19条第2項	獣畜の処理の適正の確保に関する指導	
		2 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）の施行に関する事務	第4条	とさつの許可
			第7条	申請の受理
	第9条		検印の押印	
	3 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関する事務	第7条第2項	牛の特定部位の焼却の義務の除外の許可	
	4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の施行に関する事務	第8条	事業の停止命令	
		第9条	使用の禁止及び事業の停止命令	
		第15条第1項、第2項及び第3項並びに第35条第1項	食鳥検査	
		第16条第7項	報告の受理	
		第16条第9項	指導及び助言	
		第20条	廃棄等の措置	
		第37条第1項	報告の徴収	
		第38条第1項	立入検査	
		第39条第2項	食鳥処理に関する指導	
		第27条第2項	申請の受理	
	5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）の施行に関する事務			
6 食品衛生法の施行に関	第28条第1項	報告の徴収、臨検検査及び物件		

岩手県立 県民生活 センター 所長	[略]
----------------------------	-----

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]	
		第15条第1項	[略]
		第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	質問、調査、報告の徴収及び厚生労働大臣への報告
第17条	[略]		
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
		[略]	
[略]			
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに里親に対する援助
		[略]	
[略]			

	する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	第30条第2項 第54条	の収去 監視指導 廃棄命令等の措置
環境保健研究センター所長	[略]		
[略]			

[略]

別表第14 広域振興局等以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
花巻空港事務所長	[略] 3 補助金の交付決定等に関する事務		花巻空港周辺民家等防音対策事業補助金及び機内手荷物検査員設置費補助金の交付決定等

別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
盛岡教育事務所長	県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	第14条	保育料及び入園料の減免
県立高等学校長	[略]		
[略]			

環境保健研究センター所長	[略]		
[略]			

[略]

別表第14 広域振興局等以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
花巻空港事務所長	[略] 3 補助金の交付決定等に関する事務		花巻空港周辺民家等防音対策事業補助金及び花巻空港保安対策費補助金の交付決定等

別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
県立高等学校長	[略]		
[略]			

3 別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略] 第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。） [略] 第26条第1項及び第3項 第28条第1項 第33条第1項 第35条 [略] 第72条の2 第72条の3 [略] 第73条 [略]	薬局管理者の兼任の許可 [略] 一般販売業等の許可 薬種商販売業の許可 [略] 特例販売業の許可 [略] 薬剤師の増員命令 [略] [略]
	51 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の施行に関する事務	第144条第1項	届出の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
[略]			

[略]

4 （県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第26条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項  
(1)～(21) [略]

[略]

10・11 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略] 第7条第3項、第28条第3項及び第35条第3項 [略] 第26条第1項 第33条第1項 第34条第1項 [略] 第72条の2 第72条の3 第72条の4第1項及び第2項 第73条 [略]	管理者の兼任の許可 [略] 店舗販売業の許可 [略] 卸売販売業の許可 [略] 体制の整備命令 [略] 改善命令等（保健所に委任されている事項に係るものに限る。） [略]
	51 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の施行に関する事務	第15条の4第2項（第142条において準用する場合を含む。）	届書の受理
[略]			

[略]

（県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第26条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項  
(1)～(21) [略]

(22) 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

[略]

10・11 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）



[略]		
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。	[略]	大船渡地方振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局の企画総務部長に限る。
[略]		

2 広域振興局経営企画部の経営企画課長、広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部経営企画課長	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること			○		県南広域振興局花巻総合支局地域支援部の遠野県民センター所長を除く。
[略]					

3 [略]

[略]		
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。	[略]	宮古地方振興局の企画総務部長に限る。
[略]		

2 広域振興局経営企画部の経営企画課長、広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部経営企画課長	広域振興局総務部総務課長	総合支局地域支援部県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 削除					
[略]					

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項及び表2の項の改正部分並びに別表第3の改正規定 平成21年4月1日
- (2) 表3の項の改正部分 平成21年6月1日
- (3) 表4の項の改正部分 平成21年6月4日
- (4) 表5の項の改正部分 平成21年10月1日